

航空機寄託手荷物遅延等費用補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、寄託手荷物（*1）が、被保険者が乗客として搭乗する航空機（*2）が目的地（*3）に到着してから6時間以内に、目的地（*3）に運搬されなかったために、被保険者が負担した費用（*4）を、この特約および普通約款（*5）の規定に従い、寄託手荷物遅延等費用保険金として被保険者に支払います。
- (2) 当社が支払うべき(1)の寄託手荷物遅延等費用保険金の額は、1回の寄託手荷物の遅延について10万円をもって限度とします。
- （*1）被保険者が旅行行程中に携行する身の回り品で、かつ、航空機の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物をいいます。以下この特約において同様とします。
- （*2）定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機に限ります。以下この特約において同様とします。
- （*3）予定していた目的地をいいます。
- （*4）目的地（*3）において負担した費用に限ります。
- （*5）海外旅行保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（寄託手荷物遅延等費用の範囲）

第1条（保険金を支払う場合）(1)の費用とは、被保険者が搭乗する航空機が目的地（*1）に到着してから96時間以内に被保険者が目的地（*1）において負担した、下表に掲げるものをいいます。ただし、その寄託手荷物が被保険者のもとに到着した時に降に購入または貸与を受けたことによる費用を除きます。

①	衣類購入費 寄託手荷物の中に、下着、寝間着等必要不可欠な衣類が含まれていた場合で、被保険者がその目的地においてこれらの衣類を購入し、または貸与を受けたときの費用をいい、他人への謝金および礼金は含みません。
②	生活必需品購入費 寄託手荷物の中に、洗面用具、かみそり、くし等の生活必需品（*2）が含まれていた場合で、これらの生活必需品を購入し、または貸与を受けたときの費用をいい、他人への謝金および礼金は含みません。
③	身の回り品購入費 購入した衣類や生活必需品を持ち運ぶためのかばん等、①もしくは②以外にやむを得ず必要となった身の回り品を購入し、または貸与を受けた場合の費用をいい、他人への謝金および礼金は含みません。

- （*1）予定していた目的地をいいます。
- （*2）①の衣類を除きます。

第3条（保険事故）

この特約における保険事故は、寄託手荷物が、被保険者が乗客として搭乗する航空機が目的地（*1）に到着してから6時間以内に、目的地（*1）に運搬されなかったことをいいます。

- （*1）予定していた目的地をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた費用に対しては、寄託手荷物遅延等費用保険金を支払いません。

①	保険契約者（*1）または被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
②	寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反
③	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
④	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑤	核燃料物質（*2）もしくは核燃料物質（*2）によって汚染された物（*3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑥	③から⑤までの事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑦	⑤以外の放射線照射または放射能汚染

(* 1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(* 2) 使用済燃料を含みます。

(* 3) 原子核分裂生成物を含みます。

第5条（事故の通知）

(1) 保険事故が発生した場合は、保険契約者、被保険者または寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内にその保険事故の発生および遅延等の状況を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) (1) の場合において、保険契約者、被保険者または寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等（ * 1 ）の有無および内容（ * 2 ）について、遅滞なく当社に通知しなければなりません。

(3) 保険契約者、被保険者または寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者は、(1) および(2)のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

(4) 保険契約者、被保険者または寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)、(2)もしくは(3)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて寄託手荷物遅延等費用保険金を支払います。

(* 1) 第1条（保険金を支払う場合）(1)の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(* 2) 既に他の保険契約等から保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第6条（保険金の請求）

(1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）(1)の費用を負担した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

(2) この特約にかかる保険金の請求書類は、保険金請求書、保険証券および下表に掲げる書類とします。

①	当会社の定める事故状況報告書
②	航空会社またはこれに代わるべき第三者の事故証明書
③	第2条（寄託手荷物遅延等費用の範囲）の費用の支出を証明する領収書または精算書
④	寄託手荷物遅延等費用保険金の請求を第三者に委任する場合には、寄託手荷物遅延等費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
⑤	その他当社が普通約款第20条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等（ * 1 ）がある場合において、支払責任額（ * 2 ）の合計額が、第2条（寄託手荷物遅延等費用の範囲）の費用の額を超えるときは、当社は、下表に掲げる額を寄託手荷物遅延等費用保険金として支払います。

①	他の保険契約等（ * 1 ）から保険金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（ * 2 ）
---	--------------------------------	---------------------

② 他の保険契約等(*1)から保険金が支払われた場合	第2条の費用の額から、他の保険契約等(*1)から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*2)を限度とします。
----------------------------	---

(* 1) 第1条（保険金を支払う場合）(1)の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(* 2) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。

第8条（代位）

(1) 第1条（保険金を支払う場合）(1)の費用が生じたことにより、被保険者が損害賠償請求権その他の債権（*1）を取得した場合において、当社がその費用に対して寄託手荷物遅延等費用保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

① 当社が費用の全額を寄託手荷物遅延等費用保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② ①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、寄託手荷物遅延等費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

(2) (1)の表の②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者、被保険者および寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

(* 1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。